

## 実証フィールドの要件と選定の方法について

平成 25 年 3 月 12 日  
内閣官房総合海洋政策本部事務局

海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針(平成24年5月、総合海洋政策本部決定)に基づき、実証フィールドの場所選定を行うための具体的要件及び選定の方法については、次のとおりとする。

### 1. 実証フィールドの要件について

#### (1) 海洋再生可能エネルギーの種類に応じた気象・海象条件、水深、海底地形等に関する事項

- 気象・海象条件については、海洋再生可能エネルギーの種類に応じて、概ね、次のとおりとする。なお、この気象・海象条件については、特にピーク時(風力や波力の場合は冬季、潮流の場合は大潮時、海洋温度差の場合は夏季)においては、当該海域での実測データにより確認する。ただし、実測データの入手が困難であるとの合理的な理由がある場合は、公的機関等によるシミュレーションのデータや、その近傍での観測データを参考にしてもよい。

海洋再生可能エネルギーの種類	気象・海象条件
浮体式洋上風力	高さ80メートルでの風速で、月平均値で7m/s 以上の月が年間で3ヵ月以上
波力	有義波高で、月平均値が1.5m 以上の月が年間で3ヶ月以上
潮流	最大流速(大潮時)が1.5m/s 以上
海洋温度差	既存の海洋深層水取水設備の利用を前提とし、深層と表層の海水の温度差が、月平均値で20度(摂氏)以上の月が年間で3ヶ月以上
海流	平均流速が1m/s 以上

- 水深については、海洋再生可能エネルギーの種類に応じて、概ね、次のとおりとする。(海洋温度差及び海流を除く。)

海洋再生可能エネルギーの種類	水深の条件
浮体式洋上風力	水深200メートル以浅であること。
波力	水深200メートル以浅であること。
潮流	水深20メートル以深、200メートル以浅であること。

- 海底地形については、急峻な地形でないこと。発電デバイスの基礎部分の設置や係留に際し、特段の支障が無いこと。(海洋温度差を除く。)

- 海底土質については、基本的には砂泥・砂礫が望ましく、広範囲にわたって岩盤状態ではないこと。(海洋温度差を除く。)
- 海域の広さについては、最低でも2平方キロメートル程度以上の海域が利用可能であること。将来的な拡張性を考慮する場合には、5～10平方キロメートル程度あることが望ましい。(海洋温度差を除く。)
- 陸域側の条件として、実証フィールドに設置する送電ケーブルを上陸させることが可能であること(海洋温度差を除く。)。サブステーション(変電所)等を設置する適当な広さの場所が確保できること。

(2) 航行安全、環境や景観の保全等に対する適正な配慮の観点に関する事項及び他の海域利用者等との調整に関する事項(別紙「実証フィールド選定要件に関連する各種規制・行政手続き等」も参照のこと)

- 漁業者その他の海域利用者や地元の利害関係者等とは、実証フィールドの整備について了解が得られていること。(応募時点においてこれら関係者との調整が終了していることを原則とするが、調整が終了していない場合であっても、了解の見込みが高い場合にあっては、調整状況を具体的に附すこと。)
- 船舶の航行上、著しい支障を生じさせる可能性の高い海域を除くこと。また、船舶交通の実態等を踏まえ、海域の設定に際しては、あらかじめ船舶交通の安全に支障を生じさせないために講ずべき航行安全対策が関係者間で調整されていること。
- 自然保護に係る各種関係法令に基づく保護地域及び環境省の選定した重要湿地等の自然環境保全上重要な地域と重複しないこと。また、希少種の生息・生育及びその生息・生育環境に影響が生じないこと。
- 港湾区域、漁港区域、海岸保全区域または低潮線保全区域の場合は、それぞれ港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者または国土交通大臣の同意が得られていること。

(3) 実証フィールドの活動をサポートする周辺のインフラや海洋産業の存在等に関する事項

- 可能な限り、サブステーションから近隣の電源系統に連系が可能であること。
- 可能な限り、港湾や造船所など、発電デバイスを一時的に係留・保管できる場所が近くに所在していること。

#### (4) その他の事項

- 10年間以上の海域占有が可能であること。
- 当該海域を実証フィールドとして整備した時に、利用者が複数見込まれる可能性があること。
- 海洋再生可能エネルギー関連産業の集積による地域経済への効果を高める等の観点から、当該海域の近傍に、将来的に事業用フィールドとしての海域の確保の可能性があれば、それについても追加的に検討し、応募の際に追記してもよい。追記された情報については、今後の海洋再生可能エネルギーによる発電事業の候補地として、実証フィールドの選定結果の公表の際に、併せて公表することとする。

<参考：事業用フィールドとして期待される要件>

海洋再生可能エネルギーの種類	気象・海象条件
洋上風力	高さ80メートルでの風速で、年平均値で8m/s以上
波力	有義波高で、年平均値が2m以上
潮流	最大流速(大潮時)が2m/s以上
海洋温度差	深層と表層の海水の温度差が、年平均値で20度(摂氏)以上

(気象・海象条件以外については、上記(2)(3)含め、実証フィールドの要件に準ずる。)

## 2. 選定の方法について

### (1) 募集の方法

- 第1次の募集の締め切り日は、平成26年2月末日とする。なお、第2次以降の募集については、第1次の選定結果を踏まえて検討することとする。
- 応募は、基本的には都道府県が行うこととし、都道府県以外の者が応募する場合は、都道府県の同意を得るものとする。
- 提出先は、内閣官房総合海洋政策本部事務局とする。

### (2) 選定について

- 選定は、総合海洋政策本部幹事会の下に設置されている「海洋再生可能エネルギー利用促進助言会議」及び「海洋再生可能エネルギー利用促進検討委員会」にて行うこととする。
- 必要に応じて、選定関係者による現地視察を行う、または追加情報の提出を求めることもある。

### (3) 補足事項

- 要件を満たせば、1つの海域で複数のエネルギーを対象とした実証フィールドとして選定することもあり得る。逆に、適切な候補地が無い場合には、選定しないこともあり得る。